

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月13日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第5号

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(職制) 第7条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			(職制) 第7条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
課	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。	課	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
課	管理指導主事	上司の命を受け、 <u>県費負担教職員の人事及び学校教育における専門事項の指導に関する事務を掌理する。</u>	課	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
課	専門員	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。	課	専門員	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
課	指導主	上司の命を受け、学校教育			

事	における専門事項の指導に 関する事務を処理する。	
<省略>		<省略>
3 <省略>		3 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市教育委員会事務局組織規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。